



PSE Newsletter

木々の鮮やかな緑色が初夏を感じさせるような季節となりました。さて、「車を購入して節税をしたい！」という話を最近よく耳にします。車などの固定資産の購入が本当に節税につながるのか…。今回は**減価償却**についての正しい知識を知っていただきたいと思います。



減価償却とは？

固定資産の購入費用を使用可能期間にわたって、分割して費用計上する会計処理です。

【固定資産の減価償却について】

- 取得価格に応じて、《**一括償却資産**》や《**少額減価償却資産**》という償却方法があります。今回は『**車両**』を想定したうえで、一般的な**定率法**での減価償却のご説明をさせていただきます。



定率法とは？

減価償却費が一定の割合で減少するように計算する方法です。

【設例】



決算月 : 3月決算法人(次回決算 令和6年3月31日)
 車両価格 : 2,000,000円
 年式 : 平成28年式
 購入時期 : 令和5年4月 ⇒ 翌年に1,500,000円で売却

購入1年目 決算 令和6年3月

※ 通常、新車(普通車)の減価償却の法定耐用年数は6年です。ただし、今回のケースは、既に6年を経過してしまっているため、最低償却期間の『2年』が適用されます。

《経費》

購入価格 償却率 減価償却費
 2,000,000円 × **1.000%** × 12か月 = **2,000,000**円

↑
 「200%定率法」により、
 本来の償却率 0.500% × 200%(2倍)となります。

残存価格1円を残すので、経費は…
 2,000,000円 - 1円 = 『**1,999,999**』円

購入2年目 決算 令和7年3月

※ 令和7年3月期に、「1,500,000」円で売却した場合。

《課税価格》

売却価格 帳簿価格 課税価格
 1,500,000円 - 1円 = 『**1,499,999**』円

↑
 1年で全額経費になったことで、帳簿価格は1円と
 なってしまっています。

《実効税率**30%**とした場合》

節税額 ▶▶ 『**600,000**』円
 (1,999,999円 × 30%)

《実効税率**30%**とした場合》

納税額 ▶▶ 『**450,000**』円
 (1,499,999円 × 30%)

購入時は「節税」が、
 売却時には「納税」に！

ご理解いただけたでしょうか？ 車両などの購入については、『その年の節税』→『後の年の課税』といった、言わば『**課税の繰り延べ**』となるのです。「車での節税…」については、こういったことを念頭においたうえで、ご判断いただければと思います。